

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 21 年 3 月 27 日 (金) 号外第 33 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (17) (経済・雇用政策総室) 3
◇ 教委規則	平成 21 年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 (1) (教育総務課) 6 鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則 (2) (小中学校課) 10 副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 (3) (高等学校課) 20 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 (4) (小中学校課) 24
◇ 教委訓令	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (2) (教育総務課) . . . 38 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程及び鳥取県教育委員会職員服務規程 の一部を改正する訓令 (3) (〃) 42

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

急激な雇用悪化に対応し、雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用に向け、介護福祉士養成科を新設する等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 倉吉高等技術専門校及び米子高等技術専門校の普通課程に介護福祉士養成科（各定員5名、訓練期間2年）を新設する。
- (2) 訓練課程で行う訓練に係る職種の労働力の需要の増加が見込まれるため、当該職種に係る訓練課程で訓練を受ける者を確保する必要があると知事が認める訓練課程の授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）は免除することとし、免除を行うことにつき授業料等減免申請書の提出は要しないものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とするイを除き、公布日とする。
 - イ (2)による改正後の規定に基づく授業料等の減免手続は、この規則の施行前においても行うことができることとする。

規 則

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
（職業訓練の種類等） 第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						（職業訓練の種類等） 第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年	鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年
			コンピュータ制御科	20人	2年				コンピュータ制御科	20人	2年
			土木システム科	15人	1年				土木システム科	15人	1年
			木造建築科	20人	1年				木造建築科	20人	1年
			<u>介護福祉士養成科</u>	<u>5人</u>	<u>2年</u>						
	短期課程	総合実務科	15人	1年		短期課程	総合実務科	15人	1年		
		P C ネットワーク科	10人	<u>18時間</u>			P C ネットワーク科	10人	<u>24時間</u>		
鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年	鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			設計・インテリア科	20人	1年				設計・インテリア科	20人	1年
			デザイン科	20人	1年				デザイン科	20人	1年
			<u>介護福祉士養成科</u>	<u>5人</u>	<u>2年</u>						

<p><u>それぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>(減免辞退の届出)</p> <p>第17条 授業料の減免を受けている者が、前条第2項(第1号に限る。)の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。</p>	<p>(減免辞退の届出)</p> <p>第17条 授業料の減免を受けている者が、前条第2項の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

2 改正後の鳥取県立高等技術専門学校規則第16条の規定に基づく授業料等の減免に係る手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

教育委員会規則

平成21年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第 1 号

平成21年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則の廃止)

第 1 条 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成 7 年鳥取県教育委員会規則第 1 号)は、廃止する。

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第 2 条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第 2 条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ振興課</td> <td style="text-align: center;">総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係</td> </tr> </table> <p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第 3 条 各課等においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～体育保健課 略</p>	略		スポーツ振興課	総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係	<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第 2 条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツセンター</td> <td style="text-align: center;">鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成 7 年鳥取県教育委員会規則第 1 号。以下「スポーツセンター規則」という。)第 3 条第 1 項に定める係</td> </tr> </table> <p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第 3 条 各課等においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～体育保健課 略 <u>スポーツセンター</u> <u>スポーツセンターの分掌事務は、スポーツセンター規則の定めるところによる。</u></p>	略		スポーツセンター	鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成 7 年鳥取県教育委員会規則第 1 号。以下「スポーツセンター規則」という。)第 3 条第 1 項に定める係
略									
スポーツ振興課	総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係								
略									
スポーツセンター	鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成 7 年鳥取県教育委員会規則第 1 号。以下「スポーツセンター規則」という。)第 3 条第 1 項に定める係								

<p>スポーツ振興課</p> <p>(1) <u>スポーツに係る調査研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツに係る指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ関係職員その他関係者の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>スポーツ指導者の養成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>スポーツに係る情報の提供に関すること。</u></p> <p>(6) <u>スポーツに係る相談に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他スポーツの振興を図るために必要な事務</u></p> <p>(係等の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に置く係等の分掌事務は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。</p> <p>第7条の2 前2条の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に係る職制は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。</p>	<p>(係等の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンターに置く係等の分掌事務は、教育センター規則、図書館規則、博物館規則及びスポーツセンター規則の定めるところによる。</p> <p>第7条の2 前2条の規定にかかわらず、教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンターに係る職制は、教育センター規則、図書館規則、博物館規則及びスポーツセンター規則の定めるところによる。</p>
--	---

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職 学芸員・学芸員補・<u>専門員</u>・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士</p>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職 学芸員・学芸員補・<u>研究員</u>・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士</p>

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 教育センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 所長の職務を補佐させ、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、教育センターに次長を置くことができる。</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>所長、次長、課長、室長、主幹、係長、副主幹、主事、指導主事及び研修主事</p>	総務課		略		<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 教育センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">総務係 会計係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、教育センターに次長を、<u>課に課長補佐を</u>置くことができる。</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第5条 教育センターの職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、<u>事務職員及び技術職員</u>とする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 所長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、係長及び副主幹 2 事務職員をもって充てる職 主事、指導主事及び研修主事 3 技術職員をもって充てる職 電気技師及び運転士 	総務課	総務係 会計係	略	
総務課									
略									
総務課	総務係 会計係								
略									

(鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(職員の種類及び職)	(職員の種類及び職)

第5条 略 2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、 <u>室長、主幹</u> 、係長、副主幹、文化財主事及び主事とする。	第5条 略 2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、 <u>室長</u> 、係長、副主幹、文化財主事及び主事とする。
--	---

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)~(9) 略 (10) 略	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1)~(9) 略 <u>(10) 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号)第4条第1項の規定により置かれる所長</u> (11) 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第20条の規定に基づき、県内に勤務地を有する教育職員の免許状の有効期間の更新等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免許状更新講習 免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。
- (2) 免許状更新講習修了等証明書 免許法第7条第4項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書をいう。
- (3) 学校 学校教育法(昭和22年法律第36号)第1条に定める学校(大学及び高等専門学校を除く。)をいう。
- (4) 教育職員 免許法第2条第1項に定める教育職員をいう。
- (5) 修了確認期限 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。)附則第2条第3項に規定する修了確認期限をいう。
- (6) 旧免許状所持者 平成19年改正法附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいう。

(有効期間の更新の申請)

第3条 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状(以下「免許状」という。)の有効期間の更新を受けようとする者は、申請書に様式第1号による次に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会(以下「免許管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習修了等証明書
- (2) 免許状を有することを証する書類
- (3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書又は免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。)第61条の4各号のいずれかに該当する者が免許法第9条の2第1項の規定による免許状の有効期間の更新を受けようとする場合にあつては、様式第2号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習を受ける必要のない者であることを証する書類
- (2) 第6条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状等の写し
- (3) 免許状を有することを証する書類
- (4) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(免許状更新講習を受ける必要のない教育委員会の職員)

第4条 省令第61条の4第2号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。)附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、鳥取県又は県内の市町村(以下「県市町村」という。)が設置する学校の教育職員として任命された者で、次に掲げるものとする。

- (1) 県市町村の教育委員会(以下「県市町村教育委員会」という。)の教育長、教育次長、県市町村教育委

員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、鳥取県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

（免許状更新講習を受ける必要のない教育の職）

第5条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、国、鳥取県、県内の市町村、国立大学法人（以下「国等」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、免許状更新講習を受講する必要がないものとして県教育長が別に定める者

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

（表彰等）

第6条 施行規則第61条の4第5号及び平成20年改正省令附則第10条第1項5号の免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げる表彰等であって、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限の日前10年以内に行われたものとする。

(1) 文部科学大臣表彰のうち個人に対する表彰であって学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関するものとして県教育長が認めるもの

(2) 鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰のうち個人に対する表彰であって学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関するものとして県教育長が認めるもの

(3) 前2号に掲げる表彰に準ずるものとして県教育長が別に定めるもの

（有効期間の延長の申請）

第7条 免許法第9条の2第5項の規定による免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 有効期間の延長の事由を証する書類

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

（免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員）

第8条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で、次に掲げるものとする。

(1) 県市町村教育委員会の教育長、教育次長、県市町村教育委員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、鳥取県教育委員会教育長が別に定める者

（免許状更新講習を受講することができる教育の職）

第9条 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、国等の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、免許状更新講習を受講することが適当であるものとし県教育長が別に定める者

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

（更新講習修了確認を受けなければならない教育委員会の職員）

第10条 平成20年改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県市町村が設置する学校の教育職員と

して採用された者で、次に掲げるものとする。

(1) 県市町村教育委員会の教育長、教育次長、県市町村教育委員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、県教育長が別に定める者

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

第11条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、鳥取県、県内の市町村又は国立大学法人(以下「県市町村等」という。)の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該県市町村等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講することが必要なものとして県教育長が別に定める者

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

(更新講習修了確認の申請)

第12条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による免許状更新講習の課程を修了したことについての確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けようとする者は、様式第4号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習修了等証明書

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所持者が免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認の申請)

第13条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者で、免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認を受けようとするものは、様式第5号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習修了等証明書

(2) 免許状を所持することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(更新講習修了確認期限の延期の申請)

第14条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者は、様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 延期事由があることを証する書類

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請)

第15条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定を受けようとする者は、様式第7号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習を受ける必要がないことを証する書類

(2) 第6条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(3) 免許状を有することを証する書類

(4) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄

本

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

（フリガナ 氏名 印		生年月日		年 月 日	
勤務(予定)校・機関			職名		
現住所		（電話）		本籍地	

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			

備考 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応す

る講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入（複数に 印を記載するもとも可能）。

様式第2号（第3条関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除者用）

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

（フリガナ 氏名 印		生年月日 年 月 日	
勤務(予定)校・機関		職名	
現住所	(電話)	本籍地	

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

記

1 免除事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

年 月 日

(証明者名) 印

様式第3号（第7条関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間の延長申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

（フリガナ 氏名 印		生年月日 年 月 日	
勤務校・機関		職名	
現住所		（電話）	本籍地

私は、下記1のとおり教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定に基づき、下記2の免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間： 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 (証明者名) 印

様式第4号（第12条関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

更新講習修了確認申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名) 印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関		職名			
現住所		(電話)	本籍地		

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入（複数に 印を記載するもとも可能）。

様式第5号（第13号関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律

第98号) 附則第2条第3項第3号の確認申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名	印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関		職名			
現住所		(電話)	本籍地		

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修年月日)
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		

様式第6号(第14条関係)

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

修了確認期限延期申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名	印	生年月日	年	月	日
-------------	---	------	---	---	---

勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、
 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限： 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 (証明者名) 印

様式第7号(第15条関係)

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

免許状更新講習免除申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ))	
氏名	印	生年月日 年 月 日
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 延期事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

 [証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日 (証 明 者 名) 印

副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第3号

副校長等の職設置等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(出席の停止の報告)</p> <p>第18条 校長は、<u>学校保健安全法</u>(昭和33年法律第56号)第19条の規定により<u>幼児、児童又は生徒</u>の出席を停止させたときは、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(事故の発生の報告)</p> <p>第19条 校長は、<u>幼児、児童又は生徒</u>が学校の指導監督の下にある間において重度の傷害を受け、若しくは死亡し、又は集団で疾病にかかったときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、<u>幼児、児童又は生徒</u>の補導上報告の必要があると認められる事故が発生したときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第21条 略</p> <p>(副校長)</p> <p>第21条の2 <u>教育委員会が必要と認める学校に、副校長を置く。</u></p> <p>2 <u>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u></p>	<p>(出席の停止の報告)</p> <p>第18条 校長は、<u>学校保健法</u>(昭和33年法律第56号)第12条の規定により<u>児童、生徒又は幼児</u>の出席を停止させたときは、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(事故の発生の報告)</p> <p>第19条 校長は、<u>児童、生徒又は幼児</u>が学校の指導監督の下にある間において重度の傷害を受け、若しくは死亡し、又は集団で疾病にかかったときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、<u>児童、生徒又は幼児</u>の補導上報告の必要があると認められる事故が発生したときは、速やかに、その状況を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第21条 略</p>

<p>(主幹教諭)</p> <p><u>第23条 教育委員会が必要と認める学校に、主幹教諭を置く。</u></p> <p>2 <u>主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>(特別支援学校の小学部等の主事)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の主事は、当該部の主幹教諭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事及び人権教育主任を置く。ただし、<u>次項から第7項に規定する主任又は主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。</u></p> <p>2～8 略</p> <p>第27条 2以上の学科を置く学校に専門教育を主とする学科ごとに学科主任を、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校に農場長を置く。ただし、<u>次項又は第3項に規定する学科主任又は農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(司書教諭)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 司書教諭は、当該学校の<u>主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)</u>又は教諭のうち司書教諭の講習を修了したものの中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(通信教育指導員)</p>	<p>第23条 削除</p> <p>(特別支援学校の小学部等の主事)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の主事は、当該部の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。</p> <p>2～8 略</p> <p>第27条 2以上の学科を置く学校に専門教育を主とする学科ごとに学科主任を、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校に農場長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(司書教諭)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 司書教諭は、当該学校の教諭のうち司書教諭の講習を修了したものの中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(通信教育指導員)</p>
---	---

<p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信教育指導員は、<u>教頭、主幹教諭若しくは教諭</u>又は高等学校の教員の資格を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(学校の防災)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の計画には、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>幼児、児童及び生徒の避難及び救護に関する事項</u></p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>(防火管理者)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防火管理者は、当該学校の<u>副校長、教頭、主幹教諭又は教諭</u>の中から、校長がこれを命ずる。</p>	<p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信教育指導員は、教諭又は高等学校の教員の資格を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(学校の防災)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の計画には、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童、生徒及び幼児の避難及び救護に関する事項</u></p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>(防火管理者)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防火管理者は、当該学校の教頭又は教諭の中から、校長がこれを命ずる。</p>
---	---

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭、<u>同規則第21条の2第1項の規定により置かれる副校長並びに同規則第23条第1項の規定により置かれる主幹教諭</u></p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>(10) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する校長、<u>副校長、教頭、主幹教諭及び教諭</u></p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭</p> <p>(5)~(9) 略</p> <p>(10) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する校長、教頭及び教諭</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第 4 号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等、追加表細目及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中の様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p><u>鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則</u></p>	<p>教育職員の免許状に関する規則</p>				
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法第 147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、<u>教育職員の免許状の授与等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第 2 条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第 1 号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、<u>宣誓書（様式第 2 号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書</u>を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法第 147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、教育職員の免許状に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第 2 条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第 1 号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類<u>及び宣誓書（様式第 2 号）</u>を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 免許法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定</td> <td style="width: 50%;">ア 略 イ <u>免許法第 7 条第 1 項に</u></td> </tr> </table>	1 免許法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定	ア 略 イ <u>免許法第 7 条第 1 項に</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 免許法第 5 条第 1 項の規定による普通</td> <td style="width: 50%;">ア 略 イ <u>単位修得証明書</u></td> </tr> </table>	1 免許法第 5 条第 1 項の規定による普通	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u>
1 免許法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定	ア 略 イ <u>免許法第 7 条第 1 項に</u>				
1 免許法第 5 条第 1 項の規定による普通	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u>				

<p>による普通免許状</p>	<p><u>規定する学力に関する証明書（以下単に「学力に関する証明書」という。）</u> ウ及びエ 略 オ <u>当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）</u>にあつては、<u>免許法第7条第4項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）</u> カ <u>有効期間の満了により免許状が失効した者にあつては、失効した免許状</u></p>	<p>免許状</p>	<p>ウ及びエ 略</p>
<p>2 免許法第16条の2第1項の規定による普通免許状</p>	<p>ア <u>教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第8条第2項に規定する合格証明書（以下「教員資格認定試験合格証明書」という。）</u> イ <u>当該普通免許状に係る免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した日の翌日から起算</u></p>	<p>2 免許法第16条の2第1項の規定による普通免許状</p>	<p><u>教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第8条第2項に規定する合格証明書（以下「教員資格認定試験合格証明書」という。）</u></p>

	<p><u>して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>		
3 免許法第16条の3第2項の規定による普通免許状	<p>ア及びイ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第16条の3第2項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>	3 免許法第16条の3第2項の規定による普通免許状	ア及びイ 略
4 免許法第16条の4第3項の規定による高等学校教諭の1種免許状	<p>ア <u>教員資格認定試験合格証明書</u> イ <u>教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>	4 免許法第16条の4第3項の規定による高等学校教諭の1種免許状	<u>教員資格認定試験合格証明書</u>
5 免許法第17条第1項の規定による特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状	<p>ア及びイ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第17条第1項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>	5 免許法第17条の規定による特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状	ア及びイ 略
6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科についての1種免許状	<p>ア <u>旧国立工業教員養成所</u></p>	6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科についての1種免許状	<u>国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書</u>

	<p><u>の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）による国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書</u></p> <p><u>イ 旧免許状所持者以外の者</u>にあつては、<u>免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>		
<p>7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状</p>	<p><u>ア 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所（以下「国立養護教諭養成所」という。）を卒業した旨の証明書</u></p> <p><u>イ 旧免許状所持者以外の者</u>にあつては、<u>免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>	<p>7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状</p>	<p><u>国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書</u></p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

（特別免許状の授与の出願）

第3条 免許法第5条第3項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書（様式第2号の2）の写し及び宣誓書、現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

（臨時免許状の授与の出願）

第4条 免許法第5条第6項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

2 前項の規定は、免許法第17条第1項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条の表第5号ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。

（特別免許状の授与の出願）

第3条 免許法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書（様式第2号の2）の写し及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。

（臨時免許状の授与の出願）

第4条 免許法第5条第5項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

2 前項の規定は、免許法第17条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条の表第5号ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。

い。

(新教育領域の追加の定めの出願)

第5条 免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状新教育領域追加願(様式第1号の2)に、次に掲げる書類及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定(以下「教育職員検定」という。)に合格した者が新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、これらの書類を添付することを要しない。

- (1) 略
- (2) 学力に関する証明書

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)にあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア~オ 略 カ <u>学力に関する証明書</u> (教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第10項の規定による改正前の免許法別表第3備考第6号の規定の適用を受ける者を除く。) キ <u>免許法第7条第2項に規定する実務に関する証明書(以下単に「実務に関する証明書」という。)</u> ク 略 ケ <u>免許法第7条第2項に規定する人物に関する証明書(様式第7号。以下単に「人物に関する証明書」という。)</u> コ <u>免許法第7条第2項に</u>
-------------------------	--

(新教育領域の追加の定めの出願)

第5条 免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状新教育領域追加願(様式第1号の2)に、次に掲げる書類及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、これらの書類を添付することを要しない。

- (1) 略
- (2) 単位修得証明書

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア~オ 略 カ <u>単位修得証明書(教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第10項の規定による改正前の免許法別表第3備考第6号の規定の適用を受ける者を除く。)</u> キ <u>実務(技術)に関する証明書(様式第4号)</u> ク 略 ケ <u>人物等に関する調査(様式第7号)</u>
-------------------------	---

	規定する身体に関する証明書（様式第7号の2。以下単に「身体に関する証明書」という。）		
2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>人物に関する証明書</u> エ <u>身体に関する証明書</u>	2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>人物等に関する調査</u>
3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>実務に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物に関する証明書</u> カ <u>身体に関する証明書</u>	3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>実務（技術）に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物等に関する調査</u>
4 免許法附則第18項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる栄養教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>実務に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物に関する証明書</u> カ <u>身体に関する証明書</u>	4 免許法附則第18項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる栄養教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>実務（技術）に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物等に関する調査</u>

（旧令による教員免許状を有する者に係る免許状の交付の出願）

第8条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付願（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 中学校又は高等学校の免許状の交付を受けようとする者にあつては最終学校長の発行する学業成績証明書又は実務に関する証明書

（従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願）

第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 人物に関する証明書

（旧令による教員免許状を有する者に係る免許状の交付の出願）

第8条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付願（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 中学校又は高等学校の免許状の交付を受けようとする者にあつては最終学校長の発行する学業成績証明書又は実務（技術）に関する証明書

（従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願）

第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 人物等に関する調査

(4) 身体に関する証明書

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 人物に関する証明書

(5) 身体に関する証明書

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者(以下この条において「受検者」という。)は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 人物に関する証明書

(4) 身体に関する証明書

2 受検者が免許法附則第7項の規定の適用を受ける者である場合は、前項第2号から第4号までに掲げる書類及び准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 受検者が教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。)附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者である場合は、第1項第2号から第4号までに掲げる書類及び実務に関する証明書を添付しなければならない。

4 受検者が免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者である場合は、第1項第2号から第4号までに掲げる書類及び当該新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校の教員の免許状を添付しなければならない。

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)~(3)略

(4) 人物等に関する調書

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者(以下この条において「受検者」という。)は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 人物等に関する調書

2 受検者が免許法附則第7項の規定の適用を受ける者である場合は、前項第2号及び第3号に掲げる書類並びに准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 受検者が教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。)附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに実務(技術)に関する証明書を添付しなければならない。

4 受検者が免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに当該新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校の教員の免許状を添付しなければならない。

(原簿)

第25条 免許法第8条第1項による原簿は、教育職員免許状原簿(様式第21号)とする。

第25条 削除

(書類の保存)

第26条 授与権者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間保存するものとする。

1 免許法第8条第1項に規定する原簿	永久
2～5 略	略

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第27条 免許状第5条第3項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。

2 免許法第5条第6項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状は、(教育職員)助教諭免許状(様式第22号)とする。

様式第1号(第2条 第4条関係)

教育職員免許状授与願	
鳥取県収入証 紙貼り付け欄	本籍都道府県名 現住所 (ふりがな) 氏名 ④ 生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
年 月 日	
鳥取県教育委員会 様	
記	
1及び2 略	
3 受けようとする免許状に係る所要資格を満たした日 年 月 日	

備考 略

(書類の保存)

第26条 授与権者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間保存するものとする。

1 教育職員免許状原簿	永久
2～5 略	略

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第27条 免許状第5条第2項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。

2 免許法第5条第5項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状は(教育職員)助教諭免許状(様式第22号)とする。

様式第1号(第2条 第4条関係)

教育職員免許状授与願	
鳥取県収入証 紙貼り付け欄	本籍都道府県 現住所 (ふりがな) 氏名 ④ 生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
年 月 日	
鳥取県教育委員会 様	
記	
1及び2 略	

備考 略

様式第4号(第7条、第8条、第11条関係)

実務(技術)に関する証明書

現住所

氏名

年 月 日生

勤務期間	職名	勤務 場所	担当 学年	教科	職務内 容
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					

在職年数計 年 月 (休職及び停職の期間を除く。)

実務(技術)の成績
 (実務(技術)に関する学校長(所属長)の意見)

頭書の者は、上記の勤務場所において実地経験を有し、その実務(技術)は _____であることを証明します。

年 月 日

学校長 氏 名 印
 (所属長)

実務証明責任者 印

備考

- 1 学校長(所属長)の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にとっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にとっては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にとっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校

様式第4号 削除

様式第6号

略

備考

- 1～5 略
- 6 学校長（所属長）の確認は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。

様式第7号（第7条、第9条 第11条関係）

人物に関する証明書

氏名
年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。
年 月 日

学校長（所属長） 印

実務証明責任者 印

記

評価	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所見					

- 備考 1 評価の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
- 2 学校長（所属長）の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学

に勤務する者及び現在勤務していない者については必要としない。

- 3 実務（技術）の成績の欄には、特に指導良好な教科があれば付記すること。

様式第6号

略

備考

- 1～5 略
- 6 学校長（所属長）の確認方法は、様式第4号の備考1と同じ。

様式第7号（第7条、第9条 第11条関係）

人物等に関する調査書

現住所
氏名
年 月 日生

記

1 人物

評価	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所見					

2 身体

.....と認めます。
上記のとおり証明します。
年 月 日

学校長
氏 名 印
(所属長)
実務証明責任者 印

- 備考 1 1の人物の評価の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
- 2 2の身体の記載方法は、学校長の所見による就業の可否を記載すること。
- 3 学校長（所属長）及び実務証明責任者の

校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

証明方法は、様式第4号の備考1及び備考2と同じ。

様式第7条の2（第7条、第9条 第11条関係）

身体に関する証明書			
氏名			
年 月 日生			
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。			
年 月 日			
学校長（所属長）			印
実務証明責任者			印
記			
評定	視力	聴力	現在治療中の疾病
状況			

備考

- 1 学校長（所属長）の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。
- 3 視力、聴力の記載方法は、就業に当たっての支障の有無を記載すること。
- 4 状況の記載方法は、学校長（所属長）の所見による身体的な就業の可否を記載すること。

様式第21号（第25条関係）

教育職員免許状原簿

免許状番号	第 号	第 号	第 号
氏名 (生年月日)	(年 日 月 日生)	(年 日 月 日生)	(年 日 月 日生)
身上異動			
本籍都道府県名			
教科			
根拠法令	免許法第 条 項 施行法第 条	免許法第 条 項 施行法第 条	免許法第 条 項 施行法第 条
授 与 条 件	基礎資格		
修 得 単 位 数	科目別	単 位 数	習 得 方 法
	単 位 数	単 位 数	単 位 数
	教科に 関する 科目	単 位 数	単 位 数
	教職に 関する 科目	単 位 数	単 位 数
	教科又 は教職 に關す る科目	単 位 数	単 位 数
	養護に 関する 科目	単 位 数	単 位 数
	養護又 は教職 に關す る科目	単 位 数	単 位 数
	特別支 援教育 に關す る科目	単 位 数	単 位 数
	栄養に 係る教 育に關 する科	単 位 数	単 位 数

目	単	単	単
栄養に係る教育又は教職に関する科目	位	位	位
授与年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
書換・再交付年月日及び事由	事由 年 月 日	事由 年 月 日	事由 年 月 日
契印			
備考			

様式21号 削除

様式第21号の2 (第27条関係)

番号

授与条件

この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

記

年月日

鳥取県教育委員会 印

(教育職員) 特別免許状
本籍(都道府県名)
(氏) (名)
年月日生

右の者に教育職員免許法第五条第三項の定めるところにより左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授与する

備考 略

様式第22号 (第27条関係)

(表面)

様式第21号の2 (第27条関係)

番号

授与条件

この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

記

年月日

鳥取県教育委員会 印

(教育職員) 特別免許状
本籍(都道府県名)
(氏) (名)
年月日生

右の者に教育職員免許法第五条第二項の定めるところにより左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授与する

備考 略

様式第22号 (第27条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;">番号</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>年月日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">鳥取県教育委員会 印</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(記)</p> <p style="text-align: center;">(裏面) 略</p>	<p style="text-align: center;">番号</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>年月日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">鳥取県教育委員会 印</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(記)</p> <p style="text-align: center;">(裏面) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

<p>.....職.....級に 決定する</p>	<p>任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p>	<p><u>への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u>職.....級に 決定する</p>	<p><u>職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</u> 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p>
<p>.....号給を給する勤務を命ずる (イ)</p>	<p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p>	<p>.....号給を給する勤務を命ずる (イ)</p>	<p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p>
<p>.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>	<p>(イ) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職</p>	<p>.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>	<p>(イ) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職</p>

<p>1 週間の勤務時間は……とする</p> <p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員的意思によって退職させる場合） 辞職を承認する</p> <p>15～58 略</p> <p>第2 一般職の職員（非常勤職員に限る。）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき） ……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内（1週間の勤務時</p>	<p>員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p>(ア) 職名又は職種名とする</p>	<p>1 週間の勤務時間は……とする</p> <p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員的意思によって退職させる場合） 辞職を承認する <u>（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>15～58 略</p> <p>第2 一般職の職員（非常勤職員に限る。）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき） ……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内（1週間の勤務時</p>	<p>員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</u></p>
--	---	--	---

<p>間は<u>29時間</u>以内)と する 2～4 略 第3及び第4 略</p> <p>第1号様式(第2条関係) 辞 令 書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A<u>4</u>とする。</p> <p>第3号様式(第4条関係) 人事異動通知書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A<u>4</u>とする。</p>	<p>間は<u>30時間</u>以内)と する 2～4 略 第3及び第4 略</p> <p>第1号様式(第2条関係) 辞 令 書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B<u>5</u>とする。</p> <p>第3号様式(第4条関係) 人事異動通知書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B<u>5</u>とする。</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程及び鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程及び鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁(教育センター、図書館及び博物館を除く。)をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第1号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">健康診断個人票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 労働安全衛生規則第44条、第45条又は第46条から第48条までの健康診断(雇入時の健康診断を除く。)及び学校保健安全法施行規則第13条の健康診断を行ったときに用いること。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁(教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンターを除く。)をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第1号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">健康診断個人票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 労働安全衛生規則第44条、第45条又は第46条から第48条までの健康診断(雇入時の健康診断を除く。)及び学校保健法施行規則第10条の健康診断を行ったときに用いること。</p> <p>2～5 略</p>

(鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会職員服務規程(平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁のうち、教育センター、図書館及び博物館を除いたものをいう。)の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁のうち、教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンターを除いたものをいう。)の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。